

徳島県の最低賃金

◎徳島県最低賃金

時間額 716円

【発効日】平成28年10月1日

◎特定最低賃金

産業名	時間額	発効日
造作材・合板・建築用組立材料製造業	824円	平成28年 12月21日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	857円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	822円	



最低賃金、チェックです。

<お問合せ先>

徳島労働局労働基準部賃金室 TEL(088)652-9165
または最寄りの労働基準監督署へ FAX(088)622-3570

<http://tokushima-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>
ご検討ください「業務改善助成金」